

不動産カウンセラー資格認定規程運用細則

平成 18 年 9 月 12 日 制定

平成 22 年 9 月 7 日 一部改正

常務理事会は、資格認定規程第 35 条の規定に基づき不動産カウンセラー資格認定規程運用細則を次のように定める。

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活用法 人日本不動産カウンセラー協会（以下、「本会」という。）が、不動産カウンセラー資格認定規程（以下、「規程」という。）に基づく資格認定の円滑な運用を図ることを目的とする。

(資格認定の実施方法)

第2条 規程第 6 条の資格要件を満たす者は、資格要件審査申込書に必要書類を添付して、不動産カウンセラーの称号を付与する資格認定会員になるための申請をすることができる。

- 2 資格要件の審査を受けようとするものは、資格要件審査料 20,000 円を本会に納入しなければならない。
- 3 資格審査認定委員会は、資格要件審査申込書を受理し、資格要件審査料の入金を確認したときは、直ちに資格要件の審査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。
- 4 資格要件の審査に合格した者に対しては、資格認定研修（以下、「認定研修」という。）の受講について通知するものとする。
- 5 不動産カウンセラーの称号を付与する資格認定会員となることを希望する者は、不動産カウンセリング業務を行うために必要となる知識及び技能を修得するため、前項に定める認定研修を受講しなければならない。
- 6 認定研修を受講しようとする者は、認定研修受講料 80,000 円を本会に納入しなければならない。
- 7 認定研修の全ての講座を受修した者は、所定の期日までに「研修レポート」を資格認定小委員会に提出しなければならない。
 - 一 研修レポートの提出期限は、認定研修受修後 1 ヶ月以内とする。
 - 二 研修レポートは、得意分野あるいは特定の 1 講座について、自らのカウンセリング業務の経験を踏まえて、3,000 字程度に記載する。
- 8 資格認定小委員会は、認定研修の受修者から提出された「研修レポート」の内容を審査し、認定研修の修得度について審査を行うものとする。

9 認定研修の修得要件を満たした者に対しては、口頭試験の受験について通知するものとする。

(口頭試験委員会)

第3条 規程第11条に定める口頭試験を行うために、口頭試験委員会を設置する。

(口頭試験委員会の職務)

第4条 口頭試験委員会は、次の事項を職務とする。

- 一 口頭試験の可否の判定基準の作成
 - 二 口頭試験の実施方法の検討
 - 三 受験者が不動産カウンセリング業務等に必要な能力を修得していることを確認するための口頭試験の実施
 - 四 受験者の可否の判定
- 2 口頭試験の結果は、全ての受験者の口頭試験が終了した日から2週間以内に決定し、その結果を資格認定小委員会に通知しなければならない。

(口頭試験委員会の運営その他口頭試験委員会に関する事項)

第5条 本細則第3条に規定する委員会の運営その他委員会に関して必要な事項は、次に掲げるものとする。

- 一 口頭試験委員会委員の構成員総数は10名以内とする。
- 二 委員は、資格審査認定委員会委員長の推薦により、常務理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 三 委員長は、委員の互選により定める。
- 四 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 五 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠くときはその職務を代行する。
- 六 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 七 委員会の議長は、委員長があたる。
- 八 口頭試験委員会の議事は原則として公開しない。

(口頭試験委員の義務)

第6条 委員長、副委員長、委員は、定款及び諸規程等を遵守し、善良な管理者の注意をもって忠実に職務を遂行しなければならない。

(資格認定の決定)

第7条 資格認定小委員会委員長は、本細則第4条第2項の通知を受領した時は、速やかに資格審査認定委員会委員長にその旨を通知しなければならない。

- 2 資格審査認定委員会委員長は、前項の通知を受理した時は、速やかに資格審査認定委員会を開催し、その内容を審査のうえ、遅滞なく理事長に不動産カウンセラーの資格認定に合格した者を報告しなければならない。
- 3 理事長は、資格審査認定委員会委員長から前項の報告を受理した時は、速やかに合格した者に対して不動産カウンセラーの称号を付与するために不動産カウンセラー認定証書を交付するものとする。

(資格の認定除外)

第8条 規程第 11 条の運用にあたっては、第 12 条の欠格事由が生じた者に対しては、理事長は不動産カウンセラーの称号を付与しない。

(資格認定会員)

第9条 第 7 条第 3 項の認定証書を受理した者は、資格認定会員として本会に登録しなければならない。

- 2 資格認定会員として登録する場合には、会員及び会費規程第 4 条に規定する資格認定会員の入会金、年会費を納入しなければならない。
- 3 前項の入会金及び年会費を納付し、本会に資格認定会員として登録された者は、規程第 14 条に規定する「不動産カウンセラー」の称号を用いることができる。

(細則の変更)

第10条 この細則は、常務理事会の議決によって変更することができる。変更後の規程は電子媒体等により、会員へ告知する。

(補則)

第11条 この細則の施行に関して必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

1. この規程は、平成 18 年 9 月 12 日からこれを施行する。
2. この規程の施行の時に選任される委員の任期は、第 5 条の規程にかかわらず、平成 19 年 6 月 30 日までとする。

附 則 (平成 22 年 9 月 7 日 一部改正)

1. この規程は、平成 22 年 9 月 7 日からこれを施行する。